



今年、金婚(結婚50年)を迎える方へ

金婚夫婦表彰について  
天皇皇后両陛下の御成婚を機に発足しました金婚夫婦の表彰を今年も行います。

次の要件に該当される方は7月10日(火)までに、お住まいの地区の区長または市役所高齢者支援課へ左記事項をお知らせ下さい。

金婚夫婦表彰対象者

昭和32年1月1日から同年12月31日までに結婚されたご夫婦。

お知らせいただく事項

氏名(ふりがな)

満年齢(記入時点)

現住所

結婚年月日

電話番号

問い合わせ先

高齢者支援課高齢者福祉係

223145



## お子さまの予防接種 受け忘れはありませんか?

乳幼児の予防接種は、規定の回数・間隔が守られていないと、十分な効果が期待できません。予防接種の受け忘れはありませんか? もう一度母子手帳を開いて確認してみてください。また、平成18年4月から麻しんと風しんの予防接種が、麻しん風しん混合ワクチンを使用した2回接種(1歳と年長児)になっています。詳しくは、予防接種年間計画表をご覧ください。対象年齢に達しましたら早めに接種するようにして下さい。1歳ごろには抵抗力が落ちますので、特に麻しん風しんは1歳になったらすぐに予防接種を受けるようにしましょう。対象年齢を過ぎた場合、任意接種(自己負担)になりますのでご注意ください。

### \*麻しん(はしか)の流行について

麻しん(はしか)は5年おきに流行しやすく、今年4月群馬県の小学校で麻しん(はしか)の集団感染が発生しています。麻しん(はしか)は非常に感染力が強いため、今後熊本県内でも流行する恐れがあります。予防接種を受けておらず、麻しん(はしか)に罹ったことのない子どもさんは、予防接種を受けるようにしましょう。また、麻しん(はしか)の初期症状は風邪症状と似ていますので、発熱などがある方は外出を控えるようにして下さい。尚、症状がある方は早めに医療機関受診をしてください。

詳しいお問い合わせは、一の宮保健センター(TEL22-5088)の保健師までお願いします。

### 身体障害者(児)相談 会実施のお知らせ

熊本県福祉総合相談所では、県内の各地域で身体障害者(児)の方の相談会を実施しています。阿蘇地域においては、小国町で次のとおり実施されます。

相談内容

身体障害者の方の福祉サービス利用に関する相談

医学的診査

整形外科: 義手、義足、器具等の補装具に関する相談及び判定

## 農業委員会事務局からのお知らせ

### 農業者年金受給者の皆さまへ

「現況届」を6月29日までに提出してください。農業者年金を受給されている方は、毎年6月に現況届が必要となります。5月末に、農業者年金基金から現況届の通知が直接送付されますので、署名の上、期日までに必ず提出してください。

#### 注意!

期日までに提出されないと、8月からの年金の支払いが差し止めになります。

提出期限 6月29日(金)

提出先

阿蘇市役所農業委員会事務局

各支所窓口

問い合わせ先

農業委員会事務局 TEL22-3254

# 阿蘇地域産業保健センターよりお知らせ

厚生労働省委託事業

応援します、職場のいきいき健康

職場で働く人たちがいつまでもいきいきと働き続けるためには健康な身体と豊かな心を持つことが大切です。

阿蘇地域産業保健センターでは、産業医選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者の皆さんの健康相談に応じます。

例えば

健康診断結果の見方がわからない。

成人病予防は何から始めたらよいか。

従業員の高齢化に対して健康管理をどうすればよいか。などについて、専門の医師や保健婦が相談に応じます。

健康に不安のある方、又病気予防のために健康診断の結果を相談されてみませんか？

医師が貴事業場を訪問し、健康診断結果に基づいた健康管理指導など、個別訪問指導も行います。相談は無料で、相談内容等については秘密を厳守しますので、気軽に電話又はFAXでお申し込み下さい。

また、医師による相談窓口を毎月第3水曜日（ただし、11月と12月は第4水曜日、9月は第4水曜日も開設）の午後2時から午後4時まで開設しておりますので、阿蘇地域産業保健センターへお問い合わせ下さい。

申し込み・問い合わせ先

阿蘇地域産業保健センター

阿蘇市黒川1178（阿蘇都市医師会館内）

TEL 34 - 1177

FAX 34 - 1619



『阿蘇地域産業保健センター』とは・・・

小規模事業場(労働者50人未満)にあつては、産業医の選任が義務づけられていないこともあり、健康診断後の健康管理措置が充分に行われていない状況にあります。この現状を改善するために、阿蘇地域産業保健センターが設置されています。この事業は厚生労働省が阿蘇都市医師会に委託して実施しているもので、相談料は無料です。

・耳鼻咽喉科・補聴器等の補  
装具に関する相談及び判定  
補聴器の調整  
日時  
7月19日(木)午後1時  
場所  
小国町山村開発センター(小  
国町役場横)  
相談を受けるには予約が必  
要です。7月10日(火)まで  
に下記までお申し込みくだ  
さい。

申し込み先

健康福祉課総合福祉係

2 2 3 1 6 7

内牧支所市民係

3 2 1 1 1 1

波野支所市民係

2 4 2 0 0 1

恩給欠格者、戦後強制  
抑留者、引揚者の皆様

旧軍人等で恩給等を受けて  
いない恩給欠格者、戦後、ソ  
連やモンゴルに強制抑留され  
た者、終戦に伴い本邦以外の

地域から引揚げてこられた者  
の「ご本人」にあらためて慰  
籍の念を表すため内閣総理大  
臣名の特別慰労品を贈呈して  
います。  
過去に内閣総理大臣名の書  
状を受けられた方、書状を受  
ける資格があったにも関わら  
ず、請求されていない方も対  
象です。例えば、

旧軍人等で恩給等を受け  
ていない恩給欠格者の方  
戦後、ソ連やモンゴルに  
強制抑留された者  
終戦に伴い本邦以外の地

域から引き揚げてこられた  
方  
が対象となります。  
請求書類は、市役所健康福  
祉課、各支所市民係の窓口に  
置いてあります。

問い合わせ先

独立行政法人平和記念事業  
特別基金

(フリーダイヤル)

0 1 2 0 1 2 3 4 1 9 3 3

ホームページアドレス

<http://www.heiwa.go.jp/>

訪問販売や多重債務・・・

**困ったなと思ったら、  
まず相談!**

早目の処置が肝心です



阿蘇市消費生活相談室

22 - 3364